

消費税及び地方消費税の更正の請求書

税務署受付印

令和 年 月 日 税務署長	納税地 (フリガナ)	※順号 ※整理番号
	氏名	(〒 -) (電話 - -)
	個人番号	
下記のとおり、国税通則法第23条(消費税法第56条)及び地方税法附則第9条の4の規定により更正の請求をします。		
更正の請求の対象となる 納税申告、更正、決定	平成 年 月 日から 平成 年 月 日までの課税期間 令和 年 月 日付	申告・更正・決定
更正の請求をする理由、 請求をするに至った事情等		
修正申告書提出年月日又は更正決定通知書受理年月日		平成 年 月 日 令和

(請求額の明細)

区 分		確定額 (額)	正 当 と す る 額	
消 費 税 の 税 額 の 計 算	課 税 標 準 額 ①	000円	000円	
	消 費 税 額 ②			
	控 除 過 大 調 整 税 額 ③			
	控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額 ④		
		返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤		
		貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥		
	控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥) ⑦			
	控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③) ⑧			
	差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨	00	00	
	中 間 納 付 税 額 ⑩	00	00	
納 付 税 額 (⑨-⑩) ⑪	00	00		
中 間 納 付 還 付 税 額 (⑩-⑨) ⑫	00	00		
地 方 消 費 税 の 税 額 の 計 算	地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額 ⑬		
		差 引 税 額 ⑭	00	
	譲渡割額	還 付 額 ⑮		
		納 税 額 ⑯	00	
	中 間 納 付 譲 渡 割 額 ⑰	00	00	
納 付 譲 渡 割 額 (⑯-⑰) ⑱	00	00		
中 間 納 付 還 付 譲 渡 割 額 (⑰-⑱) ⑲	00	00		

還付される税金の 受取場所	イ 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	ロ ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 ハ 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等

添付書類	税 理 士 署 名
------	-----------

※税務署 処理欄	通信 日付印	年 月 日	確認	番号 確認	身元 確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認 書類 個人番号カード/通知カード/運転免許証 その他()	備考
-------------	-----------	-------	----	----------	----------	---	---	----

書 き 方

- 1 この請求書は、国税通則法第23条《更正の請求》又は消費税法第56条《前課税期間の消費税額等の更正等に伴う更正の請求の特例》並びに地方税法附則第9条の4《譲渡割の賦課徴収の特例等》の規定により更正の請求をする場合に提出するものです。
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求のもとになる申告の法定申告期限から5年以内 (注) 平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来した申告については1年以内
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実に該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 消費税法第56条の規定に基づいて提出する場合	請求の起因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内

(注) 1 消費税法第46条《還付を受けるための申告》に規定する申告書に係る更正の請求を行う場合の提出期限については、最寄りの税務署にお問い合わせください。

2 地方消費税についても消費税の例により、この請求書によって提出することとなります。

- 3 この請求書の各欄には、次により記載してください。
 - (1) 元号は、該当する箇所を○で囲んでください。
 - (2) 「納税地」欄等は、納税申告書の書き方の要領によって記載してください。
なお、この請求書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。
 - (3) 「更正の請求の対象となる納税申告、更正、決定」欄には、更正の請求をする納税申告書等の対象課税期間又は更正若しくは決定通知書の日付を記載し、かつ、「申告」、「更正」又は「決定」のいずれかを○で囲んでください。
 - (4) 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情等」欄には、当該理由、事情等をできるだけ詳しく記載してください。
なお、国税通則法第23条第2項《更正の請求》の規定に基づき更正の請求をする場合には、同項、国税通則法施行令第6条第1項《更正の請求》に規定する理由の生じた日及びその理由を具体的に記載してください。
 - (5) 「修正申告書提出年月日又は更正決定通知書受理年月日」欄には、消費税法第56条《前課税期間の消費税額等の更正に伴う更正の請求の特例》の規定に基づき更正の請求をする場合に記載してください。
 - (6) 「請求額の明細」の各欄には、次により記載してください。
 - イ 「確定額（）額」の箇所は、課税標準額及び税額等の確定が、申告、更正又は決定のいずれであるかにより「申告」、「更正」又は「決定」のいずれか相当する文字を記載してください。
 - ロ 各欄は、更正の請求の対象とする課税標準額及び消費税額等を、納税申告書、更正通知書などを基に記載してください。
 - (7) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、
 - ① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を、
 - ② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合は、貯金口座の記号番号を、
 記載してください。
 なお、還付される税金の受取りには、預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。
 (注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記載してください。
 - (8) 更正の請求の理由となった事実を証明する書類を添付してください。
 なお、更正の請求の対象が仮決算による中間申告、確定申告又は還付請求申告である場合には、消費税及び地方消費税の申告書第二表（課税標準額等の内訳書）及び次の書類のうち、該当する書類を併せて提出してください。
 - イ 消費税法第43条第3項《仮決算をした場合の中間申告の記載事項等》、第45条第5項《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告》又は第46条第3項《還付を受けるための申告》に規定する書類（付表1-1～5-3のうち該当するもの）
 - ロ 平成28年改正法附則第38条第1項《元年輕減対象資産の譲渡等を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置》、同条第2項及び第39条第1項《課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者に対する経過措置》に規定する書類（課税資産の譲渡等の対価の額の計算表又は課税仕入れ等の税額の計算表のうち該当するもの）
 - (9) 不要の文字は二重線で抹消してください。
 なお、※欄は、記載しないでください。